

入園(転園)申込み後の確認事項

「認可保育園等申込みの手引き(令和7年度版)」とあわせてお読みください。

4月入園(転園)の申込み

「認可保育園等申込みの手引き(令和7年度版)」 P.18、P.19 参照

- 「不承諾」となった場合は、申込みの有効期間中(申込日から起算して6か月以内)は申込みが継続しているものとみなします。次は、5月入園(転園)の利用調整の対象となります。
- 2次申込みは、2次申込み用の募集枠を設けているわけではなく、1次申込みをした方の利用調整後(内定者の選考後)の空きに対して利用調整を行います。1次申込みをした方は申し込むことができません。

【1月・2月入園(転園)が内定した後(内定を辞退した後)に再度申し込む場合】

- 4月入園(転園)の2次申込みから申し込むことができます。

申込み後の変更・取下げ、内定の辞退

「認可保育園等申込みの手引き(令和7年度版)」 P.28、P.31 参照

申込み後であっても、申込締切日までは、希望園の変更、申込みの取下げを受け付けます。

申込締切日までに「入園(転園)申込みに係る変更届」を郵送、FAXまたは電子申請によりご提出ください。FAXで提出する場合は、送信後に電話にてご連絡ください。提出された書類の到着について、保育課からの連絡は行いません。

【希望園の変更】以下の事項に留意の上、ご検討ください。

- 希望できる園の数に制限はありません。
- 希望園の順番は入園(転園)のしやすさに関係しません。
- 募集見込数が「0人」であっても、退園、転園により空きが発生したときは利用調整を行いますので、申込みをしている方は内定となることがあります。

【家庭状況(住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等)の変更】

- 家庭状況に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。変更があったにも関わらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。

【申込みの取下げ・内定の辞退】

- 申込みの取下げができるのは、申込締切日までです。
- 転園申込みの場合は、転園の利用調整と同時に、転園により生じる空きに入園(転園)するお子さんの利用調整も行っているため、転園が内定した場合は、いかなる理由であっても辞退して元の園に戻ることはできません。
- 申込みの取下げ、内定の辞退をした場合は、「保育所等利用不承諾通知書」は発行できません。申込みの有効期間中であっても翌月以降の申込みは無効となるため、入園(転園)を希望する場合は、改めて申込み(申込書等一式の提出)が必要です。

裏面もご確認ください

障害児等保育

「認可保育園等申込みの手引き(令和7年度版)」 P.24、P.25 参照

- 障害や疾病があるお子さん、発達や発育に心配があり配慮や支援を必要とするお子さんを対象として、集団の中での成長を支援できるよう配慮した障害児等保育を行っています。
- 申込み時に申告がなく、内定後に障害、疾病等が確認された場合は、園での受入体制にかかわるため、受入れができないことがあります。お子さんの健康状態、発達状況について気になることがありましたらご相談ください。

利用調整

「認可保育園等申込みの手引き(令和7年度版)」 P.34～P.39 参照

- 『基本指数』とは、保護者（父、母）それぞれの保育を必要とする事由に応じた指数を合算した利用調整の基本となる指数です。1人の保護者に、保育を必要とする事由（要件）が複数ある場合は、主たる要件の指数を適用します。
- 『調整指数』とは、保護者やお子さんの状況等により『基本指数』に加点、または減点する指数です。
- 『基本指数』と『調整指数』を合わせたものがその世帯の指数となります。指数の基準日は、申込締切日です。
- 指数が高い方から入園(転園)を内定していきます。(指数が同一の場合は同一指数時の優先順位に沿って判断します。)
- 結果発表日前は、世帯の確定的な指数に関するご質問にはお答えできません。
- 『就労』の方は、「就労証明書」に記載されている雇用契約等に基づく就労日数・時間よりも就労実績が少ない場合は、直近の就労日数・時間の基本指数を適用します。(就労実績によっては、『就労内定』の基本指数を適用する場合があります。)
- 自営業者の方は、収入額、就労時間から換算した時給が、最低賃金未満である場合は、被雇用者、自営業者の基本指数から1点を減じた指数を適用します。

保育時間

「認可保育園等申込みの手引き(令和7年度版)」 P.44、P.45 参照

- 認定された保育必要量の範囲内で、保育を必要とする状況やお子さんの状況を踏まえて、園長が保育時間を決定します。入園(転園)当初は、保育時間を短くし、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間(慣らし保育期間)を設けています。
- 0歳児クラスは、お子さんの月齢によって保育時間が短くなる場合があります。
- 延長保育は、月齢や利用定員に対する空き状況によって利用できない場合があります。

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 電話:03-5273-4527(直通)
FAX:03-3209-2795

令和6年10月